

委 託 契 約 書(案)

令和7年度

「水素まちづくり推進事業」委託業務



うるま市 経済産業部 産業政策課

令和7年度 水素まちづくり推進事業 業務委託契約書

委託者 うるま市長 中村 正人（以下「甲」という。）は、受託者 [REDACTED]
[REDACTED]（以下「乙」という。）と、おのとの対等な立場における合意に基づいて、次に定める条文によ
って公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

目 的 甲は、令和 7 年度水素まちづくり推進事業に関する委託業務の実施を乙に委託し、
乙はこれを受託する。

業務委託料 委託業務の実施に要した経費の額。ただし、[REDACTED]（消費税及び地方
消費税を含む）を上限とする。

履 行 場 所 原則、沖縄県内

履 行 期 間 自 [REDACTED]
至 令和 8 年 3 月 6 日

契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上

但し、うるま市契約規則第 6 条第 2 項の各号のいずれかに該当するときは、その全
部又は一部の納付を免除する。

この契約を証するため、本契約書 2 通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

令和 [REDACTED] 日

甲 うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号
うるま市長 中村 正人 [REDACTED]

乙 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(契約の目的)

第1条 甲は、別紙業務委託仕様書に基づき、「水素まちづくり推進事業（以下「委託業務」という。）」の実施を委託し、乙はこれを受託するものとする。

(仕様書の遵守)

第2条 乙は、関係法令諸規則（要綱等を含む。）を遵守し、別紙仕様書に従って委託業務を実施しなければならない。

(納入物の提出)

第3条 乙は、委託業務についての成果品（以下、「成果品」という。）を業務完了後、速やかに甲に提出しなければならない。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。但し、うるま市契約規則第6条第2項の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の納付を免除する。

(計画変更等)

第5条 乙は、実施計画を変更しようとするとき（事業内容の軽微な変更の場合及び支出計画の区分経費10パーセント以内の流用（人件費及び一般管理費への流用を除く。）の場合を除く。）はあらかじめ計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。

(全部再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

(再委託)

第7条 乙は、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいう。以下同じ。）してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。

3 乙は、再委託する場合には、当該再委託に係る再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負う。

4 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第8条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(調査職員)

第9条 甲は、委託業務の適正かつ円滑な履行を確保するため、業務の内容、規模、態様等を考慮し、監督業務を適正に執行することができると認められる者を調査職員（以下「調査職員」という。）に任命することができる。また、甲は、調査職員を任命した場合、その氏名を乙に通知しな

ければならない。

(監督等)

第10条 乙は、甲が定める調査職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 乙は、甲が定める調査職員から要求があるときには、委託業務の進捗状況等について報告しなければならない。

(申出義務)

第11条 乙は、この契約締結後の事情の変化により、委託業務を遂行することが困難になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(委託費の費用の算定)

第12条 委託費の経費区分は、別表の通りとする。

(実施状況の報告)

第13条 乙は、毎月、事業の実施状況報告を甲に対して行わなければならない。報告書の提出は前月分をまとめ、毎月10日までに甲に提出するものとする。

(委託業務完了報告書の提出)

第14条 乙は、委託業務が完了したときは、直ちに、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(委託業務完了の検査)

第15条 甲は、前条の委託業務完了報告書を受理した日から10日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は委託業務の完了期限の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

2 甲は、前項の確認を行った後に、乙が成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該納入物の引渡しを受けなければならない。

3 甲は、前項の規定による引渡しの前においても、成果品の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

(実績報告書の提出)

第16条 乙は、実績報告書を第15条の委託業務完了報告書を提出した日から10日以内の日（当該期間の末日が休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）又は委託業務の完了期限の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までにまでに甲に提出しなければならない。

(支払うべき金額の確定)

第17条 甲は、第15条第1項の確認及び納入物の引渡しを受けた後、前条の規定により提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、これを乙に通知しなければならない。支

払うべき金額を修正すべき事由が判明した場合も、同様とする。

- 2 前項の確定額は、本事業の実施に要する経費に係る適正な支出額と契約金額上限額とのいずれか低い額とする。
- 3 頭書の契約金額は、第1項の確定通知により決定し、変更契約を要しない。

(支払)

第18条 乙は、前条の通知を受けた後に、精算払請求書を提出する。この場合において、甲は、乙から適法な精算払請求書を受理した日から30日以内の日（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該休日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間（以下「約定期間」という。）内に支払を行わなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、乙は委託業務の完了前に委託業務に必要な経費として概算払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、委託額の9割を限度として概算払いを行うことができる。

(遅延利息)

第19条 甲の責に帰すべき事由により、業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(差額の返還)

第20条 乙が第19条第2項の規定により概算払を受領している場合であって、当該概算払の合計額が確定額を超えている場合には、乙は、甲の指示により、その超える額を甲に返還しなければならない。

- 2 甲が第19条第2項の規定により概算払を受領している場合であっても、当該概算払の額が確定額に満たない場合には、第18条第1項を準用する。

(契約の解除等)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して業務委託料その他これまで履行されて委託業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

- (1) 乙が、天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期間までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙が正当な事由なく解除を申し出たとき。
 - (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正行為があったとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、業務委託料の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。
 - 3 甲が委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったと判断した時は、委託業務の完了前に限り、甲は乙に書面で通知し、本契約を直ちに解約することができる。この場合、乙は速

やかに委託業務を中止するとともに、事後処理等につき甲の指示に従うものとする。

- 4 前項に基づく解約の場合には、甲は当該解約によって乙が被った損害につき一切賠償の責めを負わない。ただし、乙が既に履行済みの部分については、甲は業務委託料のうち相当と認める金額を、確定した予算の範囲内で乙に支払うものとする。この場合、乙は、甲の指示に従い既に支出した費用の明細書を提出する等、適正な支払額確定のため甲に協力するものとする。

(延滞金)

第22条 甲は、乙が第21条第1項又は前条第2項の規定により、甲に確定額を超える額又は業務委託料の全部若しくは一部を返納する場合であって、甲の定めた期限までに甲に返納しなかつたときは、期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づく割合で計算した額の延滞金を支払わなければならない。

(帳簿等の整備)

第23条 乙は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を整え、かつ、全ての証拠書類を整えなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足りる帳簿等
(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足りる帳簿等

- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならぬ。

(現地調査等)

第24条 甲は、委託業務の実績状況の調査及び支払うべき金額の確定のために必要と認めるときには、乙に対し報告させ、又は所属の職員に乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(瑕疵担保責任)

第25条 甲は、委託業務が完了した後でも納入物に瑕疵があることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の補修をさせることができる。

- 2 前項の規定により瑕疵の補修をさせることができると判断したときは、納入物の引き渡しを受けてから1年間とする。
3 乙が第1項の期間内に瑕疵の補修をしないとき、甲は、乙の負担にて第三者に瑕疵の補修をさせることができる。

(故意又は重過失による過払いがある場合の措置)

第26条 甲は、乙の故意又は重過失により業務委託料の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うことができる。

- 2 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲の指定する期日までに甲に対して委託業務についての修正

実績報告書を提出しなければならない。

- 3 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書を踏まえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づく割合により計算した利息を付すことができる。

(乙による公表の禁止)

第27条 乙は、甲の許可を得ないで委託業務の内容を公表してはならない。ただし、すでに乙が保有していた情報及び公知である情報についてはこの限りではない。

(個人情報の取扱い)

第28条 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号より当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者に求め、かつ当該第三者がそれを遵守することにつき約定しなければならない。

- 3 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 甲から預託された個人情報を第三者（前条に該当する場合を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託された個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

- 4 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 5 甲は、必要があると認めたときには、所属職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対し必要な支持をさせることができる。

- 6 乙は、委託業務を完了し、又は解除したときは、甲から預託された個人情報を速やかに甲に返還するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判断不可能な方法により当該情報の消去又は廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、乙はその指示に従わなければならぬ。

- 7 乙は、甲から預託された個人情報について漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、被害状況、復元等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる指示を受けた場合には、乙は甲の指示に従わなければならぬ。

- 8 乙は、甲から預託された個人情報以外に、委託業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて取り扱うこととし、甲が別に指示した場合はそれに従わなければならない。
- 9 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報(甲から預託された個人情報を含む。)の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為(再委託先による違反行為を含む。)に関する乙の損害賠償義務を排除又は制限するものではない。
- 10 本条の規定は、本契約又は委託業務に関連して乙又は再委託先が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、委託業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(著作権等の帰属)

第29条 乙は、成果品に係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)その他の知的財産権等及び所有権(乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。)を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

(秘密の保持)

第30条 乙は、本契約による作業の一切(甲より開示された資料や情報を含む。)について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

(甲による契約の公表)

第31条 乙は、本契約の名称、概要、業務委託料、乙の氏名、住所等を甲が公表することに同意する。

2 乙は、第7条に基づき再委託する場合には、再委託先の氏名、再委託における契約金額等を甲が公表することについて、再委託先が同意するように必要な措置をとるものとする。

(契約書の解釈)

第32条 本契約に関する一切の事項について、甲、乙協議の上、書面の合意にていつでも変更することができる。

2 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

3 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を所管する地方裁判所の所管に専属する。

別表

経 費 区 分 表

経 費 区 分	金 額(円)
1 . 直接人件費	
2 . 直接経費	
3 . 再委託費	
4 . 一般管理費 ((人件費+事業費) × 10%以内)	
5 . 小 計	
6 . 消費税 (5) × 10%	
合 計 (5 + 6)	